

議員提出議案第1号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月22日

提出者	三朝町議会議員	福田	家	和
賛成者	三朝町議会議員	岡嶋	達	雄
賛成者	三朝町議会議員	藤井		享
賛成者	三朝町議会議員	御船	征	夫

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表教育民生常任委員会の項中「温泉配湯」を「温泉」に改める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。